

令和元年 8 月 吉日

お客様へ

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

消費税率引き上げに伴うご請求に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび消費税法が改正され、本年 10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に引き上げられることとなりましたが、弊社からお客様へのご請求については、お取引の内容に応じて下記のとおり対応させていただきますので、ご案内申し上げます。

何卒ご理解の上、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 商品の売買（「資産の譲渡」に該当するお取引）について

2019年10月1日以降に納品または販売をさせていただきお取引から、一部の例外^{*1}を除き、軽減税率（8%）を適用してご請求をさせていただきます。

（対象となるお取引）

- ・ 手売り、卸売りまたはフリーバンド方式の自動販売機により販売する商品の代金
- ・ 飲料機器貸与契約等に基づく各種プラン料金
- ・ 自動販売機による売上金をお納めしているお客様^{*2}

*1 医薬部外品に分類される商品及び食品以外の商品は、軽減税率が適用されないため、標準税率（10%）を適用してご請求をさせていただきます。

*2 売上金をご返納いただく際の割戻金についても軽減税率が適用されます。この方法によりお取引いただいているお客様へは、お納めした売上金から当該割戻金を差引いた金額でのご請求をさせていただきます。

(2) 機器レンタル（「資産の貸付」に該当するお取引）について

契約に基づき、2019年10月1日以降のお取引から、標準税率（10%）を適用してご請求をさせていただきます。

（対象となるお取引）

- ・ 飲料機器貸与契約等に基づく飲料機器（給茶機、コーヒーマシン）の賃貸料

(3) 保守点検サービス（「役務の提供」に該当するお取引）について

2019年10月1日以降に役務提供が完了するお取引から、標準税率（10%）を適用してご請求をさせていただきます。

（対象となるお取引）

- ・ 飲料機器貸与契約等に基づく保守点検料、メンテナンスサービス料

以上